

秋田県スキルアップ促進奨励金

自発的にスキルアップに取り組む方を支援します

県では、在職者等の自発的な学び直しの促進に向けて、国（厚生労働省）の教育訓練給付金（専門実践教育訓練）の支給決定を受けた方に対し、奨励金を支給します。

対象者 下記のいずれにも該当すること

- 受講開始日及び交付金の申請日において、**秋田県内**に在住の者
- 令和6年4月1日以降**に、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練講座の受講を開始し、6ヶ月を超えて受講していること
- 秋田県内の公共職業安定所（出張所含む）から**専門実践教育訓練給付金の支給決定**を受けていること

奨励金の支給額

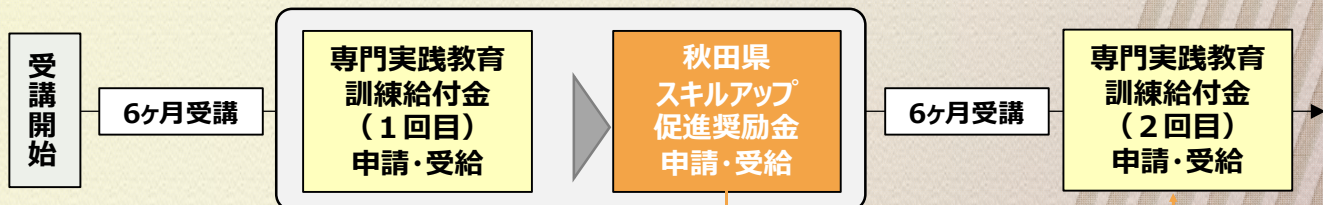
限度額

専門実践教育訓練給付金支給決定額の2分の1
(千円未満切捨)

5万円

※専門実践教育訓練給付金の「**最初の支給単位期間分**」のみが対象となります。

申請までの流れ



※本奨励金を受給した場合、次回の専門実践教育訓練給付金の申請時に必ず申告してください。

申請方法、必要な書類等については裏面をご確認ください

[申請・お問い合わせ先]

秋田県 産業労働部雇用労働政策課 ☎018-860-2334
〒010-8572 秋田市山王3-1-1 秋田県第二庁舎3階

申請方法

- 1 秋田県公式HP美の国あきた（コンテンツ番号80670）から申請様式をダウンロードしてください。



- 2 ダウンロードした様式を記載し、必要書類と一緒に下記担当へご提出ください

※郵送、持参のほか、電子申請も可能です！

必要な書類

（「秋田県公式HP美の国あきた」から様式をダウンロード）

- ① 秋田県スキルアップ促進奨励金交付申請書（様式1）
- ② 請求書（様式2）

（添付書類）

- ③ 専門実践教育訓練給付金受給資格者証の写し
- ④ 領収書の写し
- ⑤ 振込口座の確認書類の写し
（通帳またはキャッシュカード等の写し）
- ⑥ 本人確認書類の写し
（例）運転免許証、マイナンバーカード（オモテ面のみ）、障害者手帳、在留カード、健康保険証＋住民票（公共料金の請求書でも可）、パスポート＋住民票（公共料金の請求書でも可） 等

※ 上記のほか、申請内容に応じてその他の書類を追加で提出いただく場合がありますので、ご理解をお願いします。

申請受付期間

令和6年4月16日～令和7年2月28日

[申請・お問い合わせ先]

秋田県 産業労働部雇用労働政策課 ☎018-860-2334
〒010-8572 秋田市山王3-1-1 秋田県第二庁舎3階

秋田県リスキリング促進奨励金

(人材開発支援助成金の上乗せ支給)

※人材育成支援コース 人材育成訓練のみ対象

県では、企業等の従業員に対する主体的な学び直しの促進に向けて、国（厚生労働省）の**人材開発支援助成金 人材育成支援コース（人材育成訓練に限る）**の支給決定を受けた事業主に対し、奨励金を支給します。

対象となる事業主

- 秋田県内**に事業所を有する事業主であること
- 令和6年1月1日以降に人材育成訓練を終了し、国の人材開発支援助成金のうち人材育成支援コースについて支給決定を受けていること** 等

対象となる訓練等

- 人材開発支援助成金 人材育成支援コースの助成区分が人材育成訓練であること
- 実施した訓練等に要した経費が一人あたり10万円以上であること

奨励金の支給額	限度額
「人材開発支援助成金」支給決定額の2分の1（千円未満切捨） ※賃金要件又は資格等手当要件を満たした場合の追加支給分は除きます。	10万円

申請受付期間

令和6年4月16日～令和7年2月28日

申請方法

秋田県公式HP美の国あきた（コンテンツ番号80668）から申請様式をダウンロードして、必要書類と共に提出してください。※郵送、持参のほか、電子申請も可能です！
詳細については、交付要綱や要領、Q&Aをご確認ください。

【お問い合わせ先】 秋田県 産業労働部雇用労働政策課 ☎018-860-2334

秋田県若年女性 正規雇用促進奨励金

(キャリアアップ助成金の上乗せ支給)

県では、若年女性の安定雇用の促進に向けて、厚生労働省（労働局）のキャリアアップ助成金の一部コースの支給決定を受けた事業主に対し、奨励金を支給します。

※若年女性とは、令和6年4月1日時点の満年齢が35歳未満の女性の方をいいます。

対象となる事業主は？

- 秋田県内に事業所を有する事業主であること
- 令和6年4月1日以降に、秋田県内に住所がある若年女性を正規雇用労働者等へ転換等していること
- 上記の転換等に係るキャリアアップ助成金（正社員化コースまたは障害者正社員化コース）の支給決定を受けていること 等



1人あたりの支給額は？

有期⇒正規	無期⇒正規
10万円	5万円

申請受付期間

令和6年4月16日～令和7年2月28日

申請方法

秋田県公式HP美の国あきた（コンテンツ番号80667）から申請様式をダウンロードして、必要書類と共に提出してください。※郵送、持参のほか、電子申請も可能です！
詳細については、交付要綱や要領、Q&Aをご確認ください。

【お問い合わせ先】 秋田県 産業労働部雇用労働政策課 ☎018-860-2334

秋田県就職氷河期世代 正規雇用促進奨励金

(キャリアアップ助成金の上乗せ支給)

県では、就職氷河期世代の方の安定雇用の促進に向けて、厚生労働省（労働局）のキャリアアップ助成金の一部コースの支給決定を受けた事業主に対し、奨励金を支給します。

※この奨励金において、就職氷河期世代とは、1968年4月2日～1988年4月1日生まれ（令和6年4月1日時点の満年齢が**36歳以上56歳以下**）の方をいいます。

【改正前】就職氷河期世代：令和3年4月1日時点かつ転換日時点の満年齢が35歳以上55歳未満

対象となる事業主は？

- 秋田県内**に事業所を有する事業主であること
- 令和5年1月1日以降**に、**秋田県内**に住所がある就職氷河期世代の方を正規雇用労働者等へ転換等していること
- 上記の転換等に係る **キャリアアップ助成金（正社員化コースまたは障害者正社員化コース）**の支給決定を受けていること 等

1人あたりの支給額は？

有期⇒正規

10万円

無期⇒正規

5万円

申請受付期間

令和6年4月16日～令和7年2月28日

申請方法

秋田県公式HP美の国あきた（コンテンツ番号80666）から申請様式をダウンロードして、必要書類と共に提出してください。※郵送、持参のほか、電子申請も可能です！
詳細については、交付要綱や要領、Q&Aをご確認ください。

【お問い合わせ】 秋田県 産業労働部雇用労働政策課 ☎018-860-2334

この奨励金は、地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用しています。